

報告

「よきサマリア人の免責」と
「1996年通信品位保持法」
——アメリカにおけるインターネット情報と名誉毀損——

藤 田 尚 則

(1) インターネット・サービス・プロバイダー (internet service provider) は、さまざまなインターネット・フォーラム (internet forum) や電子掲示板 (bulletin board) をユーザーに提供しているが、インターネット・サービス・プロバイダーは第三者コンテンツ (third-party content) に責任を負うのか否か、また当該プロバイダーが責任を負うとした場合にいかなる条件の下にいかなる責任を負うのが問題となってくる。周知のごとく日本においては、平成13年(2001年)11月30日に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(「プロバイダー責任制限法」)(法律第137号、平成14年(2002年)5月27日施行)が制定され、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について明確な規定を定めるに至っている。本報告は、比較法的にアメリカにおけるインターネット情報と名誉毀損の問題について言及するものである。

アメリカにおける名誉毀損法 (defamation law) の領域における伝統的なコモン・ローの解釈原理に従えば、情報提供者 (information disseminator) は、

1) コンピュータの電子掲示板上で生ずる名誉毀損は、口頭誹毀 (slander) ではなく文書誹毀 (libel) に範疇化されると論じられている。See, e.g., Jeremy Stone Weber, Note, *Defining Cyberlibel: A First Amendment Limit for Libel Suits Against Individuals Arising from Computer Bulletin Board Speech*, 46 CASE W. RES. L. REV. 235, 258-59 (1995).

第三者コンテンツに関連する名誉毀損の責任を決定するために全く異なった法的判断基準が適用される3つのグループに分類されてきたと説かれる。第一に発行者（第一次発行者（original publisher, primary publisher）ともいう。）（例えば新聞、出版業者）は、最終的なコンテンツに対して大きな管理権（control）を行使する機会をもつが故に厳格責任が課されてきた。すなわち新聞を例に挙げれば、新聞は、通例何が公表されるべきかについて編集権（editorial control）を行使し、発行者はその公表物のコンテンツ（内容）について監視義務を負い、公表物に含まれた第三者による名誉毀損の責任をたとえ名誉毀損が単純に見落としであり、又は意図するものでなかったとしても負う。第二に配布者（distributor）（第二次発行者（secondary publisher）ともいう。）（例えば書籍販売業者、新聞販売人、図書館）は、コンテンツを配布するだけであって、名誉毀損的性格を有することを認識（knowlegement）していた、若しくは名誉毀損的性格を有することを認識すべきであったにも拘わらず、過失（negligence）があったことが立証された場合にのみ責任を負う。配布者は、名誉毀損的題材について編集権を行使せず、第三者によって制作ないし公表される情報を送り、又は配達する実在として特色づけられる。配布者は、公表物に名誉毀損的言明が含まれていたことを知らなかったこと、それが名誉毀損的言明を含んでいると信じるに足りる理由がなかったこと、およびそのような知識を欠いていたことが自らの過失によるものでなかったことを立証しない限り、免責されない。第三に公共運送人（common carrier）（例えば電話会社）は、コンテンツについていかなる審査も行なわず情報を送るだけであり、全く責任を負わない。公共運送人は、名誉毀損的題材の伝達の受動的コンジット（passive conduit）であって、名誉毀損を知っていた、又は名誉毀損であることを知る理由があった場合でも、題材に対する編集権が無いことを理由に免責される。²⁾

2) See Paul Ehrlich, Note, *Communications Decency Act § 230*, 17 BERLELEY TECH. L.J. 401, 403 (2002); Jonathan A. Friedman & Francis M. Buono, *Limiting Tort Liability for Online Third-Party Contnt Under Section 230 of the Communication Decency Act*, 52 FED. COMM. L.J. 647, 650 (2000).

インターネットの出現により裁判所は、従来の名誉毀損法をコンピュータ・ネットワーク上の情報空間であるサイバースペースにおいて繰り広げられる言明にまで拡大解釈し、昔からの「投書」(letter to editor)とインターネット上のチャット・ルーム(chat room)や電子掲示板への投稿との間に類似性を見出し、新聞やその他のメディアに適用されたと同一の判断基準の下でインターネット・サービス・プロバイダーの責任を分析したのである。³⁾ 合衆国ニューヨーク州南部地区地方裁判所は、1991年のCubby, Inc. v. CompuServe, Inc. で本件被告であるかつてはアメリカ最大のパソコン通信会社であったコンピューサーブ社(CompuServe, Inc.)が開設したインターネット・フォーラムである放送ジャーナリズム業および報道関係者の動向に関する報告を内容とする“Rumorville USA (Rumorville)”と呼ばれる日刊のニューズレター・サービスに対して、第三者によって投稿された名誉毀損に当たる言明についてその責任を問わなかった。裁判所は、被告は公共図書館(public library)が有する以上の編集権を独立契約者(independent contractor)が行なった投稿に行使しない配布者であり、原告は被告が本件フォーラムに投稿された言明が名誉毀損に当たることを認識していた、又は名誉毀損であることを知る理由があったことを立証していないと認定し、被告は名誉毀損について責任を問われなかった⁴⁾としたのである。⁵⁾

しかしニューヨーク州ナッソー郡高位裁判所は、1995年5月、Stratton Oakmont, Inc. v. Prodigy Serv. (以下、「Stratton Oakmont 判決」という。)において本件被告たる双方向コンピュータのプロバイダーであるプロディジー・サービス社(Prodigy Services Company)の会員向け掲示板にアップロードされた身元不明の名誉を毀損する発言の内容(「お金の話」という掲示板に、証券投資会社である本件原告ストラットン・オークモント会社(Stratton Oakmont, Inc.)が詐欺的であるとする情報を掲示した。)に対して、名誉を毀損する言明の第一次発行

3) See Michelle J. Kane, Note, Blumenthal v. Drudge, 14 BERLELEY TECH. L.J. 483, 487 (1999).

4) 776 F. Supp. 135 (S.D.N.Y. 1991).

5) *Id.* at 140-41.

6) 23 Media L. Rep. 1794 (N.Y. Sup. Ct. 1995).

者に通例課される厳格責任が課されると判決し、配布者に課されるより審査基準が低い「名誉毀損的性格を有することを認識していたこと」の判断基準を適用すべきとした被告の主張を退けた。それは、被告たる双方向コンピュータ・プロバイダーが掲示のガイドラインを示し、不快な言葉を自動的に削除するソフトウェアを積極的に使用し、メッセージの内容を編集する権利を留保していたというにあった。

Stratton Oakmont 判決に従えば、コンピュータ・サービス・プロバイダーが編集権を行使し、投稿されたデータに何らかの手を加えたならば、第一次発行者たる元の出版社に課されると同様の厳格責任に問われるが、反対に掲示板の内容に手を加えなかったならば、投稿内容について認識していなかったことになり、責任を免れる可能性が出てくることになる。ならばコンピュータ・サービス・プロバイダーとしては、その編集権を放棄し、責任回避の途を選択するということになるであろう⁷⁾ (hand-off approach)。

(2) 合衆国議会第104議会は、*Stratton Oakmont* 判決が下された翌年の1996年2月8日に「1996年電気通信法」(the Telecommunication Act of 1996)⁸⁾を制定し、同法第509条で「1934年通信法」(the Communication Act of 1934, 47 U.S.C. 201 et seq.)第2編を改正し、新たに第230条を追加規定した⁹⁾。同条は、「1996年通信品位保持法」(the Communication Decency Act of 1996) (以下、「CDA」という。)と一般に呼称されている。CDA 第230条制定の1つの重要な目的は、プロバイダーおよびユーザーを不快な情報の発行者又は表現者として処理した *Stratton Oakmont* 判決および当該判決に類似する判決を無効にすることにあり¹⁰⁾、それによってプロバイダーがそれぞれ自主的に定めている自主規制 (self-regulation) を阻害するものを除去するために CDA が制定されたが、合

7) See David R. Sheridan, *Zeran v. ALO and the Effect of Section 230 of the Communications Decency Act Upon Liability for Defamation on the Internet*, 61 ALB. L. REV. 147, 158 (1997).

8) Act of 2. Feb. 1966, 104 Pub. L. No. 104-104, 110 Stat. 56.

9) 110 Stat. 137 (codified as amended at 47 U.S.C. § 230 (2014)).

10) H. R. CONF. REP. NO. 104-458, at 194 (1996).

11) See *Zeran v. America Online, Inc.*, 129 F.3d 327, 331 (4th Cir. 1997). CDA の制定にはオンライン産業 (online industry) による猛烈なロビー活動が展開されたと言われる。See

衆国議会は、CDAの制定によって「再発行の責任」(republication liability)に
関する伝統的なコモン・ローの法理¹²⁾——再発行者は、名誉毀損となる言明の
発信者と同一の厳格責任を負う——をオンラインの枠組みにおいて絶対的免
責 (absolute immunity, blanket immunity) に等しいと思料される判断基準 (第230
条第c項第1号) に変更し、新たな構成をもって置き換えたのである。¹³⁾

CDAの立法目的について、合衆国第四巡回区控訴裁判所は1997年の
Zeran v. Online, Inc. (以下、「Zeran判決」という。)において、双方向コンピ
ュータ・サービスといった有意義な言論領域における不法行為責任という妖怪
(specter) は、言論にとって明らかな萎縮効果をもたらすと判示し、合衆国
第九巡回区控訴裁判所は、2003年の Matzel v. Smith (以下、「Matzel判決」とい
う。)において第一に合衆国議会がCDAの制定によってインターネット上の
自由で規制なき表現の自由に取り組み、第二に電子商取引 (e-commerce) の
発展を促進すること望んだとことにあると判示している。¹⁴⁾¹⁵⁾¹⁶⁾¹⁷⁾

以下、合衆国法律集第47編第230条の規定を本稿との関連で必要最小限度
の範囲内で抄訳を試みる (一部、手を加えた。)

第230条 (不快な資料 (material) [情報ないし表現] の個人によるブロッキングお
よびスクリーニング)

Finley P. Maxson, *A Pothole on the Information Superhighway: BBS Operator Liability for Defamatory Statement*, 75 WASH. U. L.Q. 673, 690 (1997).

12) See RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § 578 (1977); *Condit v. Dunne*, 317 F. Supp. 2d 344, 363 (S.D.N.Y. 2004).

13) See La David Lat & Zach Shemtob, *Public Figurehood in the Digital Age*, 9 J. TELECOMM. & HIGH TECH. L. 403, 417 (2011); David Lukmire, *Can the Courts Tame the Communications Decency Act?: The Reverberations of Zeran v. American Online*, 66 N.Y.U. ANN. SURV. AM. L. 271, 379-81 (2010); Matt C. Sanchez, *The Web Difference: A Non-CDA-230 Rationale Against Liability for Online Reproduction of Third-Party Defamatory Content*, 22 HARV. J. L. & TECH. 301, 302 (2008).

14) 129 F.3d 327 (4th Cir. 1997), cert. denied, 524 U.S. 937 (1988).

15) *Id.* at 331.

16) 333 F.3d 1018 (9th Cir. 2003).

17) *Id.* at 1027. なおCDAの立法史について詳細に言及している判決として以下の判例が参考になる。*Barrett v. Rosenthal*, 146 P.3d 510, 520-23 (Cal. 2006).

- (a) 認定 合衆国議会は、以下のことを認定する。
- (1) 個々のアメリカ人にとって利用可能なインターネットおよびその他の対話型コンピュータ・サービス (interactive computer service) の急速な発展的配列は、我われ市民にとっての教育および情報資源の利用可能性に驚くべき進展を演じている。
 - (2) これらのサービスは、技術が発展する将来における以前に増して大きな管理の可能性と同様、ユーザーに彼らが受け取る情報に対する非常に多くの管理を提供している。
 - (3) インターネットおよびその他の対話型コンピュータ・サービスは、政治的議論の真の多様性のためのフォーラム、文化的発展のための独特な機会、および知的活動のための無数の手段を提供している。
 - (4) インターネットおよびその他の対話型コンピュータ・サービスは、全てのアメリカ人の利益のために、必要最小限度の政府規制をもって繁栄してきている。
 - (5) これまで以上にアメリカ人は、さまざまな政治的、教育的、文化的および娯楽的サービスのために対話型メディアに依存しつつある。
- (b) 政策 以下の各号に定める事項をもって合衆国の政策とする。
- (1) インターネットおよびその他の対話型コンピュータ・サービス並びにその他の対話型メディアの継続的發展を推し進めること。
 - (2) 連邦又は州の規制に服することなく、現在、インターネットおよびその他の対話型コンピュータ・サービスにとって存在する活気に満ちた競争的自由市場を保持すること。
 - (3) インターネットおよびその他の対話型コンピュータ・サービスを利用する個人、家族および学校によって受け取られている情報に対するユーザーのコントロールを最大限にする技術的發展を奨励すること。
 - (4) 子どもたちが好ましくない、若しくは不適切なオンライン上の資料にアクセスすることを両親が制限することができるブロッキング (blocking) およびフィルタリング (filtering) の開発並びに利用を妨げるものを排除すること。
 - (5) コンピュータによる猥褻行為、ストーカー行為、およびハラスメントをやりとりすることを妨げ、および処罰するために連邦刑事法の確固たる執行を確保すること。

18)

(c) 「よきサマリア人」(Good Samaritan) の不快な資料のプロッキングおよびスクリーニングの保護

(1) 発行者又は表現者の取り扱い 双方向コンピュータ・サービスのプロバイダー又はユーザー (provider or user of an interactive computer service) は、他の情報コンテンツ・プロバイダー (information content provider) によって提供された情報について発行者又は表現者として扱われてはならない。

(2) 民事責任 双方向コンピュータ・サービスのプロバイダー又はユーザーは、以下に定める理由によって責任を問われるものではない。

(A) プロバイダー又はユーザーが、猥褻な、みだらな、好色的な、下品な、過度に暴力的で、若しくはその他不快と思う資料へのアクセス又はその他の利用可能性を制限するために、当該資料が憲法上保護されるか否かに拘らず、自発的に善意でとった行為。

(B) 情報コンテンツ・プロバイダー又はその他の者に (A) に規定された資料へのアクセスを制限する技術的手段を可能にし、若しくは利用可能にするためにとられた行為。

(e) 他の諸法律への効果

(1) 本条は、本法〔1996年電気通信法〕第223条若しくは第231条、合衆国法律集第18編第1章第71節(猥褻(第18編第1460条以下))若しくは同編第1章第110節(子どもの利己的利用(第18 U.S.C 条第2251条以)), 又はその他の全ての連邦刑事法の執行を妨げるものと解釈されてはならない。

(2) 本条は、知的財産に係るいかなる法律をも制限し、又は拡大するよう解釈されてはならない。

(3) 本条は、州が本条と矛盾しない当該州法を執行することを妨げるよう解釈されてはならない。本条に違背する州法又は地方法に基づいて訴訟原因は提起され得ず、およびいかなる責任も問われない。

(4) 本条は、「1986年電気通信プライバシー法」(the Electronic Communication

18) 「よきサマリア人の法理」(Good Samaritan doctrine) とは、「他人を救助する者の責任を軽減する不法行為法の一原則。困っている人に同情して援助する人(聖書ルカ伝 10. 30-37)に由来する。コモン・ローのもとでは、一般人は他人を救助する義務を負わない。しかし救助に着手した者は、その状況に応じた注意を払って行為する義務を負う。Good Samaritan doctrine は、救助行為を勧奨するために、救助者は救助の結果について、重過失がなければ責任を負わないとする。」。田中英夫編『英米法辞典』(東京大学出版, 1991年)。

Privacy Act of 1986) 若しくは当該法律の改正, 又は当該法律に類似する州法の適用を制限すものと解釈されてはならない。

(f) 定義 本条において, 次の各号に掲げる用語の意義は, それぞれ当該各号の定めるところによる。

(2) 双方向コンピュータ・プロバイダー 「双方向コンピュータ・プロバイダー」とは, コンピュータのサーバーを提供し, 又は当該サーバーへの多数のユーザーによるアクセスを可能ならしめる情報サービス, システム, 又はアクセス・ソフトウェア (access software) のプロバイダーをいう。特にインターネットへのアクセスを提供するサービス又はシステム, および図書館若しくは教育機関によって運用されているシステム, 又は提供されているサービスを含むものとする。

(3) 情報コンテンツ・プロバイダー 「情報コンテンツ・プロバイダー」とは, 全部若しくは一部について, インターネット又はその他の全ての双方向コンピュータ・サービスを通じて提供される情報の作成 (creation) 若しくは開発 (development) に責任を有する人又は団体をいう。

(3) 以下, CDA の適用をめぐる争われた諸事件を見ることによって CDA の立法目的とその解釈, そして特に双方向コンピュータ・サービス・プロバイダーの法的責任, すなわち第三者たる投稿者のデータに対する当該プロバイダーに編集上の何らかの責任があった場合, プロバイダーの賠償責任は問えるのか問えないのか——第二次発行者たる配布者責任の問題——, 裁判所の判断を見ることにしよう。

CDA 第230条第c項第1号の解釈およびその適用に関する先例となった¹⁹⁾ *Zeran* 判決は, 1995年4月25日, 同年4月19日に起きたオクラホマ・シティの連邦ビル爆破テロ事件を賞賛するスローガン付き T シャツの虚偽の広告が, 何者かによって本件被告 (被上訴人) アメリカ・オンライン社 (America Online Inc.) (以下, 「AOL」という。) の掲示板に投稿された事件である。この身元不明の広告は, ワシントン州シアトル在住の本件原告 (上訴人) K・ゼラン

¹⁹⁾ See *Barrett v. Rosenthal*, 9 Cal. Rptr. 3d 142, 152 (Cal. Ct. App. 2004), *rev'd* *Barrett v. Rosenthal*, 146 P.3d 510 (Cal. 2006).

(Kenneth Zeran) の名前および電話番号を含んでいた。その結果、原告は無数の迷惑電話に悩まされ、さらには殺害予告をも受けたのである。原告は、自宅で仕事に従事していたため電話番号を変えることができなかった。当日遅く被告に連絡をとったところ、被告の社員は、掲示板からの削除を約束したが、社員は取消したことを掲示できないと応えている。翌26日から4日間、何者かによる新たな書き込みが行なわれ、原告は、その間に何度も AOL に電話をかけている。原告は、1996年4月23日、合衆国オクラホマ州西部地区地方裁判所に AOL を被告に名誉毀損訴訟を提起した。地方裁判所は、被告の訴答に基づく判決 (judgement on pleadings) の申立てを認めた (958 F. Supp. 1124)。原告が、合衆国第四巡回区控訴裁判所に上訴した。²⁰⁾ 判決は、CDA は本件請求を禁止しているとして地方裁判所の結論を支持している。

Zeran 判決の判決要旨——その是非はさておく——は、以下の通りである。第一に CDA の立法目的は、①政治的議論の真の多様性のためのフォーラム、文化的発展のための独特な機会、および知的活動のための無数の手段の提供を維持し、そしてそれ故にメディアにおける政府規制を最小限度におし止めることにありとし、②インターネットおよびその他の対話型コンピュータ・サービスに投稿される不快な資料の普及を自己規制することをサービスのプロバイダーに奨励することにあるとしたことにある (2つの重要な立法目的。判決における立法目的の認定は、その後の判例における CDA の立法目的の認定において全面的に引き継がれていく)。

第二に *Zeran* 判決は、かかる立法目的の認定の下に、インターネットの世界における政府規制の表現の自由に対する萎縮効果をその理由として、政府規制は認められるべきではないとし、インターネット・サービス・プロバイダーの自己規制に全面的に依拠することによって、コモン・ロー上の「発行者」の概念を「配布者」をも含む広範な意味に解釈し——CDA 第230条第 c 項第 1 号解釈——、CDA の下でインターネット・サービス・プロバイダーの絶対的に等しい免責を認めたことにある。かかる解釈に従えば、たと

20) 129 F.3d 327, 329 (4th Cir. 1997), cert. denied, 524 U.S. 937 (1988).

えインターネット・サービス・プロバイダーに名誉毀損の性格を有する投稿に対して過失があったとしても、当該プロバイダーの責任は認められないものとされ、名誉毀損訴訟における原告の損害賠償請求を全面否定される結果を招来し、コンピュータ・サービスにおける名誉毀損訴訟において原告の勝訴の可能性は、断ち切られたとも言えよう。

Zeran 判決が下された翌年の1988年に合衆国コロンビア特別区地方裁判所²¹⁾は、*Blumenthal v. Drudge* (以下、「*Blumenthal* 判決」という。)で *Zeran* 判決の CDA 第230条第 c 項——「よきサマリア人の免責」(Good Samaritan immunity)——の解釈を支持し、CDA の解釈について *Zeran* 判決に従って、CDA は科学技術促進という政策目的のために発行者の責任のみならず、配布者の責任からもコンピュータ・サービス・プロバイダーの免責を認めることを意図したものであると判示した。²²⁾ すなわち判決は、コンピュータ・サービスのプロバイダー又はユーザーが名誉毀損の題材を配布したにもかかわらず、たとえ当該配布行為によって利益を得ていたとしても免責されるとしたのである。

Blumenthal 判決は、*Zeran* 判決とともにその後の判例において度々引用されていくことになる。*Zeran* 判決後の連邦下級審判例の動向を見るに、合衆国第一、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一巡回区控訴裁判所が、*Zeran* 判決が説くところに従ってそれぞれ事件を処理し、コンピュータ・サービス・プロバイダーによきサマリア人の免責を認めてき²³⁾ているところ、²⁴⁾連邦下級裁判所の判例の流れは確立されたものと判断される。

21) 992 F. Supp. 44 (D.D.C. 1998).

22) *Id.* at 52. See *Suman Mirmira, Prodigy Service Co.*, 15 BERKELEY TECH. L.J. 437, 444 (2000); *Michelle J. Kane, Blumenthal v. Drudge*, 14 BERKELEY TECH. L.J. 483, 491 (1999). See also *Zeran v. Am. Online, Inc.*, 958 F. Supp. 1124, 1132-35 (E.D. Va. 1997).

23) See, e.g., *Jones v. Dirty World Entertainment Recording, LLC*, 755 F.3d 398 (6th Cir. 2014); *Johnson v. Arden*, 614 F.3d 785 (8th Cir. 2010); *Namet Chevrolet, Ltd. v. Consumeraffairs.com, Inc.*, 591 F.3d 250 (4th Cir. 2009); *Doe v. MySpace, Inc.*, 528 F.3d 413 (5th Cir. 2008); *Chicago Lawyers' Comm. for Civil Rights Under Law, Inc. v. Craigslist, Inc.*, 519 F.3d 666 (7th Cir. 2008); *Universal Comm'n Sys., Inc. v. Lycos, Inc.*, 478 F.3d 413 (1st Cir. 2007); *Green v. Am. Online*, 318 F.3d 464 (3d Cir. 2003); *Ben Ezra, Weinstein, & Co. v. AOL*,

もつとも、カリフォルニア州控訴裁判所第一上訴地区第二部は、2004年の Barrett v. Rosenthal (以下、「Barrett 判決」という。)でコンピュータ・サービス・プロバイダーに対して配布者としての責任——公表した事項が名誉毀損的性格を有することを認識していた、又は名誉毀損的性格を有することを知らる理由があった場合に責任を負う——を認めるべきだとする判決を下し、Zeran 判決とは異なる CDA 第230条の解釈を展開している。²⁶⁾ 本判決は、Zeran 判決の理由づけおよびその結論に批判的な論説、コメントを多数引合いにし、²⁷⁾ Zeran 判決の結論に大きな疑問を投げ掛けている。

医師である原告(上诉人)ステファン・J・バレット(Stephen J. Barrett)と

-
- 206 F.3d 980 (10th Cir. 2000). See also Aaron Perzanowski, Comment, *Relative Access to Corrective Speech: A New Test for Requiring Actual Malice*, 94 CALIF. L. REV. 833, 857 n.158 (2006); Namet Chevrolet, Ltd. V. Consumeraffairs.com, Inc., 591 F.3d 250, 254 (4th Cir. 2009).
- 24) 興味を惹く事例としてニューヨーク州最高上訴裁判所の1999年判決 Lunny v. Prodigy Services Co. (723 N.E. 2d 539 (N.Y. 1999)) を挙げる事ができる。本判決は、CDA ——よきサマリア人の免責——に依拠するのではなく、コモン・ロー上の名誉毀損原則に従って判決を下している。イーメールによるメッセージに関して、同裁判所は Anderson v. New York Telephone Co. を引用し、コモン・ローの下でインターネット・サービス・プロバイダーは、電話会社と同様に情報の受動的コンジットに過ぎず、それ故にサービス・ライン上の名誉毀損的題材の伝達に責任を負わないと判示している。Id. at 541-42.
- 25) 9 Cal. Rptr. 3d 142 (Cal. Ct. App. 2004), rev'd Barrett v. Rosenthal, 146 P.3d 510 (Cal. 2006).
- 26) See also Doe v. America Online, Inc. 783 So. 2d 1010, 1018 (Fla. 2001) (Lewis, J., dissenting).
- 27) See Sewalik K. Patel, Note, *Immunizing Internet Service Providers From Third-Party Internet Defamation Claims: How Far Should Courts Go?*, 55 VAND L. REV. 647 (2002); Paul Erlich, Communications Decency Act § 230, 17 BERK TECH. L.J. 401 (2002); Brian C. McManus, *Rethinking Defamation Liability for Internet Service Providers*, 35 SUFFOLK U. L. REV. 647 (2001); Susan Freiwald, *Comparative Institutional Analysis in Cyberspace: The Case of Intermediary Liability for Defamation*, 14 HARV. J.L. & TECH. 569 (2001); NORMAN J. SINGER, STATUTES AND STATUTORY CONSTRUCTION (6th ed. 2000); Christopher Butler, *Plotting the Return of an Ancient Tort to Cyberspace: Towards a New Federal Standard of Responsibility for Defamation for Internet Service Providers*, 6 MICH. TELECOMM. & TECH. L. REV. 247 (2000); Michael Hadley, *The Gertz Doctrine and Internet Defamation*, 84 VA. L. REV. 477 (1998); Sheridan, *supra* note 7; Robert Cannon, *The Legislative History of Senator Exon's Communications on the Information Superhighway*, 49 FED. COMM. L.J. 51 (1996); Giorgio Bovenzi, *Liability of Systems Poerators on the Internet*, 11 BERK. TECH. L.J. 93 (1996); Cass R. Sunstein, *The First Amendment in Cyberspace*, 104 YALE L.J. 1757 (1995); Lawrence Lessig, *The Path of Cyberlaw*, 104 YALE L.J. 1743 (1995).

T・ポールボイ (Terry Polevoy) は、代替医療行為および医療保険商品の使用並びに促進と戦うためウェブサイトを開設していた。他方本件被告 (被上訴人) I・ローゼントール (Ilena Rosenthal) は、代替医療の使用を促進するユーザネット・グループ (Usenet groups) に加入していた。原告らによる代替医療に対する名誉を傷つけるような批判 (derogatory remarks) に怒りを覚えた本件被告は、第三者によって作成された名誉毀損の伝言を含む、原告らに関する200以上の批判的伝言を彼女のウェブサイトに掲示した。原告らは、被告にウェブサイトに掲示された言明が虚偽であって、名誉毀損的性格のものである旨を伝え、取り消すよう求め、もし取り消されない場合には訴訟を提起する旨を伝えた。被告はウェブサイトから除去することを拒否し、「カリフォルニア州反 SLAPP 法」(the California's Anti-SLAPP Law) 第425.16条に基づいて原告らの訴えを削除するための特別の申立て (special motion to strike)²⁸⁾ を提起した。事実審裁判所は、本件原告らは勝訴する可能性を立証していないとした (カリフォルニア州反 SLAPP 法第425.16条第 b 項参照)。そして配布者による再発行は、①配布者は単に名誉毀損的言明を再発行したに過ぎないのであり、CDA 第230条の下で訴訟から免責される。②公的人物である原告らは、現実の悪意を立証するに十分な一応の証拠 (prima facie evidence) を提出していない。そして③原告らは、いかなる種類の金銭的損害をも被ったことを立証していないが故に訴訟を基礎づけるに足りない判示とした。原告らが、これを不服として上訴した。カリフォルニア州控訴裁判所は、被上訴人に対して配布者としての責任を認めるべきであり、CDA 第230条によって免責されないと判示し、一部破棄、一部容認し、事件を事実審裁判所に差し戻した。

判決は、次のように言う。Zeran 判決に従えば、配布者 (第二次発行者) の責任理論は、「発行者の責任の単なる部分集合 (subset) 若しくは種

28) 9 Cal. Rptr. 3d 142, 144-46 (Cal. Ct. App. 2004). カリフォルニア州反 SLAPP 法の詳細については、拙稿「アメリカ合衆国における SLAPP に関する一考察 (2)」創価法学第43巻第1号 (2013年) 45~73頁参照。

(species)」であって、それ故に CDA 第230条にいう「発行者」という用語の使用は、CDA が第一次発行者に適用される厳格責任のみならず、中間若しくは通知責任 (intermediate or notice liability) を排除することを明確にしたものであるということになる。かかる理由に基づいて *Zeran* 判決は、配布者の責任の排除は CDA の法構造と目的において暗示されなかったとしている。しかし当裁判所は、これに同意することはできない。コモン・ローは、2つのタイプの発行者を第三者による名誉毀損の伝達に対して異なった責任の基準を打ち立てている。第一次発行者は、通例コンテンツに対する管理権を行使するが故に、コンテンツを監視する義務を負う。かかる管理権をもたない第二次発行者たる配布者は、それ故に監視義務を負わないのである。合衆国議会がこの重要であって、確立された区別を認識していたと考えることには、明らかに合理的理由がある。CDA 第230条が、第一次発行者の責任のみならず、配布者の責任をも免責しようと意図したならば、例えば「配布者」という用語を加えることによってこのことを明確にしたであろう。CDA 第230条は、明確に全ての責任からプロバイダー若しくはユーザーを解放してはいないのである。CDA の条文および不十分ではあるがその立法史からして、合衆国議会が「発行者」と言った場合に、それはあくまで「発行者」を意味したのであり、「配布者」を意味するものではなかったのである。第230条は *Stratton Oakmont* 判決を覆すことを意図したものであるとする会議の報告書が、かかる結論を支持するのであり、*Stratton Oakmont* 判決は配布者責任を課してはいないが故に、合衆国議会にとって当該事件を覆すために配布者責任を除去することは、必要ではなかったのである。

インターネット・サービス・プロバイダーが、第三者の名誉毀損の訴えにおいて発行者と配布者の両者の責任から免責されたならば、彼らプロバイダーは責任から全面的な免責を原則的に与えられることになる。*Zeran* 判決で推奨された「よきサマリア人」の免責というこの解釈は、CDA の目的を挫折させるであろう。合衆国議会は、インターネット・サービス・プロバイダーがインターネットのコンテンツを監視することを奨励しようとしたのであ

って、当該プロバイダーが第三者による名誉毀損の題材を広めたことに対して絶対的免責を認められたとするならば、当該プロバイダーは全くインターネットのコンテンツについて思い悩むことがなくなるであろう。と言うのは、彼らプロバイダーは決して責任に服することがないからである。常識からしてインターネット・サービス・プロバイダーは、インターネットのコンテンツを監視しなかったことによりいかなる影響をも被らない場合、インターネット上のコンテンツを監視する時間と金を浪費しないであろう。したがってインターネット・サービス・プロバイダーに配布者責任から免責することは、CDAに基づく合衆国議会の意図を打ち砕くこと²⁹⁾になる。

(4) *Zeran* 判決は、既に見てきたように、CDAの2つの立法目的を認定し、そしてCDAの明白な文言をコモン・ロー上の名誉毀損に関する原理に結び付けて解釈することによって、CDAはインターネット・サービス・プロバイダーに対して発行者の責任のみならず、第二次発行者たる配布者の責任をも免責したものであるという結論を導き出している。しかし、発行者と配布者とのコモン・ロー上の区別は、多年にわたって支持されてきたそれ³⁰⁾あり、合衆国議会は、*Barrett* 判決が法案提出者の言説から明らかにしているように、CDA第230条第c項を制定した際にこの区別を認識していたのである。合衆国議会在、インターネット・サービス・プロバイダーに対する発行者責任のみならず、第二次発行者たる配布者責任をも免責することを意図していたならば、*Barrett* 判決が述べているように、第230条第c項に基づく免責という文言に「配布者」という明確な文言を付け加えたものと考えられ

29) *Id.* at 158-61.

30) 第二次「不法行為法リステイメント」第581条：「(1) 第2項に規定する場合を除いて、第三者によって発行された名誉毀損の事項を配達若しくは伝達しただけの者は、その名誉毀損的性格を認識していた場合、又はそれを知る理由があった場合にのみ責任を負う。(2) ラジオ又はテレビジョンによって名誉毀損の事項を放送した者は、第一次発行者と同一の責任を負う。」。RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § 581 (1977). 第二次「不法行為法リステイメント」第578条：「第三者によって発行された名誉毀損の事項を配達若しくは伝達しただけの者を除いて、名誉毀損の事項を繰り返して言い、又は再発行した者は、当該事項を第一次的に発行したものととして責任を負う。」。RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § 578 (1977).

る。従って、同条項にいうよきサマリア人の免責は、発行者のみに適用されると解すべきであろう。

かかる観点に立った場合、CDAによってインターネット・サービス・プロバイダーに対して認められた広範な免責には、以下の一定の制限が働くものと考えられる。①第230条第c項によって認められる免責は、発行者責任のみであり、配布者責任は免責されない。②インターネット・サービス・プロバイダーが何らかの編集権を行使しているインターネット上の名誉毀損的言明の通知を受けた当該プロバイダーは、合理的時間内に当該言明を削除しなかったことに責任を負う。③不明の第三者ではないサービス・パートナー(service partner)によって作成された名誉毀損的事項を広めたインターネット・サービス・プロバイダーは、自動的に第230条の免責から免除され³¹⁾ない。

(5) CDAにいう「双方向コンピュータ・サービス・プロバイダー」(第230条第c項第1号、第230条第f項第2号)と「情報コンテンツ・プロバイダー」(第230条第c項第1号、第230条第f項第3号)との関係をどう捉えるのかという問題、特に管理者たるプロバイダーが第三者たる投稿者の言明に何らかの手を加えた場合、同法にいう免責が適用され得るか——第230条第f項第3号にいう「作成若しくは開発」の文言の解釈——が、次に解決されなければならない。最初にかかる問題を全面的に審理した事件は、筆者の知る限りにおいて、2004年の合衆国第九巡回区控訴裁判所の判決である *Batzel v. Smith*³²⁾ (以下、「*Batzel* 判決」という。)と思われる。

Batzel 判決は、CDA 第230条第f項第3号にいう「作成若しくは開発」、特に「開発」という文言の解釈をめぐって「実質的変更テスト」(substantial alteration test)を採用しているが、CDA 第230条第f項第3号解釈の先例となっていく判決は、「実質的寄与テスト」(material contribution test)を展開した合衆国第九巡回区控訴裁判所の2008年判決、*Fair Housing Council of San Fernando Valley v. Roommates. Com, LLC*³³⁾ (以下、「*Roommates* 判決」という。)で

31) Patel, *supra* note 27, at 678-88.

32) 333 F.3d 1018 (9th Cir. 2003).

34)
ある。

Roommate 判決は、次のように判示している。すなわち、CDAに規定された「開発」という用語を最広義の意味に解釈すれば、通例の検索エンジン機能——ほとんど全てのウェブサイトで履行される機能——も、開発に含まれ、免責されないことになる。しかしかかる広義解釈は、CDAが免責を認めている全てのビット (bit) を保護の対象外にしてしまうことによって、当該法律の当初の目的と相容れない結果を招来することになる。同時に、共同開発者 (codeveloper) に対する例外をウェブサイトに端を発するコンテンツのみに適用される意味に解した場合、「全部若しくは一部について、……開発」という法律の一節にある「一部についての……開発」という文言を無視することになる。受動的コンジットおよび共同開発者に対する例外の両者への免責は、適切な範囲が与えられなければならない。その目的のために「開発」という用語は、内容一般を補うこと (augmenting the content generally) を指すのみならず、内容の実質的に事実であると主張された違法性に寄与すること (materially contributing to its alleged unlawfulness) をも指すものと解釈される〔実質的寄与テスト〕。換言すれば、ウェブサイトが違法なコンテンツを開発することを手助けし、それが申し立てられた行為の違法性に実質的に寄与した場合、第230条の免責を受けないということである。ここにおいてかCDA第230条の下で何が開発に当たり、何が開発に該当しないか、幾つかの例を挙げる。個人が通常の検索エンジンを白人の同居人に質問するために利用した場合、検索エンジンは個人の行為における違法性に何ら貢献していないことになる。違法若しくは不正な検索となり得るものを遂行するために「中立的な」ツール (“neutral” tool) を提供することは、免責の例外目的にとって開発とはならない。ドロップダウンメニューを通してユーザーに性別、人種、宗教および結婚歴を記入することを要求し、ユーザーに同一のラインに従って検索する手段を提供する出会い系サイト (dating website) は、そ

33) 521 F.3d 1157 (9th Cir. 2008).

34) Jones v. Dirty World Entertainment Recordings LLC, 755 F.3d 398, 410 (6th Cir. 2014).

れがいかなる違法行為にも寄与していない限りにおいて CDA の免責を保つことになる。このことは、ウェブサイトが文書誹毀で訴えられた場合にも、実質的に名誉毀損に寄与していないことから当てはまることである。同様にユーザーにユーザーが定めた基準に従ってイーメール受け取るかどうかを明示するよう認める住宅供給ウェブサイトは、それが差別的基準を使用するよう要求しない限りにおいて免責される。ユーザーが作成したコンテンツを編集する——スペルを直し、猥褻物を排除し、および長さを調整するといった——ウェブサイトのオペレーターは、ユーザーが作成したコンテンツの違法行為について免責される。但し、その場合、編集が違法行為に関連していないことが条件となる。しかし反対に違法行為に寄与するような方法でウェブサイトのオペレーターが編集した場合、直接的に違法行為に加担することになり、免責されないことになる。本件について言えば、本件会社の差別的なフィルタリングの過程は直接的であって、かつ明瞭であり、責任を免れ得ないと言わざるを得ない。³⁵⁾

Roommates 判決は、CDA 第230条第 f 項第 3 号にいう「開発」という文言の解釈について実質的寄与テストを展開しているが、ここにいう実質的寄与テストは *Roommates* 判決が下された翌2009年に第四巡回区控訴裁判所が *Nemet Chevrolet Ltd. v. Consumeraffairs.com, Inc.* で、そして第十巡回区控訴裁判所が *FTC v. Accusearch, Inc.* で、さらには2014年の *Jones v. Dirty World Entm't Recordings, LLC* (以下、「*Jones* 判決」という。) で第六巡回区控訴裁判所がそれぞれ採用しているところである。また判例の動向を見るに *Jones* 判決に従えば、明白に *Roommates* 判決の実質的寄与テストに依拠してはいないが、当該テストと一致して判決を下した判例として第八巡回区控訴裁判所の *Johnson v. Arden*、³⁹⁾ 第七巡回区控訴裁判所の *Chicago Lawyer's*

35) 521 F.3d at 1167-69.

36) 591 F.3d 250 (4th Cir. 2009).

37) 570 F.3d 1187 (10th Cir. 2009).

38) 755 F.3d 398, 413 (6th Cir. 2014).

39) 614 F.3d 785 (8th Cir. 2010).

Comm. for Civil Rights Under Law, Inc. v. Craigslist, Inc.,⁴⁰⁾ そして第三巡回
区控訴裁判所の Green v. Am. Online (AOL)⁴¹⁾ をそれぞれを挙げることができ
き, さらには *Zeran* 判決で述べられた第230条第 f 項第 3 号の判断基準も,
これら一連の判例が採った判断基準と同一の範疇に入るものと捉えることが
⁴²⁾
できる。

40) 519 F.3d 666 (7th Cir. 2008).

41) 318 F.3d 465 (3d Cir. 2003).

42) See 755 F.3d 398, 413 (6th Cir. 2014).